

令和7年12月5日
記者発表資料

令和7年度12月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

令和7年人事委員会勧告を受けた給与改定等に対応するため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

会計別	前回までの累計額	12月補正予算額	12月現計予算額	(参考) 7年度12現/ 6年度12現
一般会計	22,347.83	164.71	22,512.54	105.2
特別会計	22,841.23	—	22,841.23	101.6
企業会計	1,645.13	—	1,645.13	102.6
計	46,834.21	164.71	46,998.92	103.3

(2) 一般会計の財源内訳

款別	前回までの累計額	12月補正予算額	12月現計予算額	(単位:億円)
地方交付税	1,000.00	89.82	1,089.82	
国庫支出金	1,544.96	14.88	1,559.85	
繰越金	41.20	59.93	101.14	
その他	19,761.66	0.05	19,761.71	
計	22,347.83	164.71	22,512.54	

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

○ 人事委員会勧告等への対応

164 億 7,112 万円

「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」を受けた給与改定に対応するほか、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正を踏まえた教職調整額の引上げなどに対応するため、給与費の増額を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

[教育局行政部教職員企画課長 電話 045-210-8130]

[警察本部警務部警務課課長代理 電話 045-211-1212 内線2611]

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区分	提案件数
条例の改正	7件
その他	1件
計	8件
(参考)12月補正予算	1件
合計	9件

2 条例案等の概要

【条例の改正】

○ 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職(事務次官・本省局長等)との均衡を考慮するなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課副課長 電話 045-210-2153]

○ 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末・勤勉手当と同様の引上げを行うなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課副課長 電話 045-210-2153]

○ 職員給与の改正を行うもの3条例

人事委員会の勧告等を勘案し、職員の給料表の改定を行うなど、所要の改正を行う。

- ① 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ② 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

仕事と育児の両立支援を推進するため、育児休暇等の対象となる子の範囲に事実婚を含む配偶者の子を追加するほか、子の看護等休暇の取得日数を拡充するなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教職調整額を引き上げるなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

【その他】

○ 退職手当に関する処分に対する審査請求について

退職手当に関する処分に対する審査請求について、地方自治法第206条第2項の規定により、諮問するもの。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長	井上	電話 045-210-2251
予算編成グループ	濵谷	電話 045-210-2262

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長	石田	電話 045-210-3012
企画調整第一グループ	長野	電話 045-210-3022